

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)のご案内

グリーン化特例(軽課)は、排出ガス性能および燃費性能に優れた軽自動車に対して、性能に応じて、軽自動車を購入した翌年度の軽自動車税(種別割)が軽減される制度です。

令和3年4月1日から令和5年12月31日の間に、初めて車両番号の指定を受けた車両

〈軽三輪以上の乗用〉

車種区分	通常の税額	令和12年度燃費基準+90%達成車	令和12年度燃費基準+70%達成車	電気自動車等
軽四乗用車 自家用	10,800円	対象外	対象外	2,700円
軽四乗用車 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	対象外	対象外	1,000円

〈軽三輪以上の貨物〉

車種区分	通常の税額	令和12年度燃費基準+90%達成車	令和12年度燃費基準+70%達成車	電気自動車等
軽四貨物 自家用	5,000円	対象外	対象外	2,700円
軽四貨物 営業用	3,800円	対象外	対象外	1,800円
三輪車	3,900円	対象外	対象外	1,000円

必要な手続き

該当する車両をお持ちの場合、自動的に軽減が適用されますので、手続きの必要はありません。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

確定申告はお済みですか？

所得税および町民税・県民税の申告時期となりました。皆さま、申告はお済みでしょうか。確定申告が必要な方が期限までに申告をしないと、延滞税や加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告をしましょう。町では2月16日から申告相談を受け付けています。

申告相談期間 3月15日(水)まで ※土・日・祝日を除く

申告相談時間 【午前の部】 9時～11時
【午後の部】 1時～4時 ※毎週木曜日は午後7時まで

受付・待合室 役場2階 会議室2 (待合室入口に受付簿を設置しますので、ご自身で検温、手指消毒および記名後、番号札をお取りの上、お待ちください。)

○各種感染症対策にご協力を

申告相談の実施にあたり、次のとおり、感染症対策へのご協力をお願いしています。

【検温・手指消毒】

待合室入口で検温と手指消毒をお願いします。発熱等の症状がある方は相談日の変更等をお願いします。

【マスクの着用】

必ず、マスクを着用してご来庁ください。

【黒ボールペンの持参を】

申告書への記名時に使用しますので、黒ボールペンを各自で持参してください。

【密を避けるために】

できる限り、少人数でお越しください。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

軽自動車・バイク等の変更・移転手続きはお済みですか？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在、標識(ナンバープレート)が交付されており、かつ町内に「主たる定置場」※のある軽自動車・軽二輪車等の所有者へ課税します。(割賦(所有権留保)販売の場合は、使用者課税となります。)

また、車両を手放した場合や、引越し等により主たる定置場が変更となる等、次に該当する異動が生じたときは、所定の窓口にて手続きが必要となります。

※主たる定置場：車両を駐車・保管する場所として申告した所在地

- ・引越し等により住所を変更したとき(車両の定置場が変更した場合)
- ・車両を廃車したとき
- ・他人に譲渡した等、車両の所有権が移転したとき

現に軽自動車等を所有していない場合でも、賦課期日までに廃車・変更手続きが済んでいないと、令和5年度の軽自動車税(種別割)の納税義務が生じることとなります。

原動機付自転車・小型特殊自動車は現に所有していることで課税対象となります

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、標識(ナンバープレート)の交付の有無に関わらず、賦課期日現在において、現に車両を所有する方が課税者となります。
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、「一時的に使用しないから、標識を返納したい」などの理由で標識を返納することはできません。

○申告手続き窓口(車種別)

種別		車種	手続きの場所		
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	二輪・三輪	税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 大字馬瀬口1794番地6 TEL(32)3126		
		三輪以上		ミニカー	
	50cc超90cc以下	原付二種乙			
	90cc超125cc以下	原付二種甲			
小型特殊自動車	農耕作業用		小型特殊農耕車		
	その他		小型特殊その他		
軽自動車(三輪以上)	四輪以上	三輪		自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3丁目3番15号 TEL 0267(22)0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267(67)4677	
		乗用	営業用		軽四乗用営業
			自家用		軽四乗用自家用
		貨物	営業用		軽四貨物営業
自家用	軽四貨物自家用				
二輪車(125cc超)	125cc超250cc以下(側車付も含む)		軽自二輪		
	250cc超		二輪小型		
			北陸信越運輸局長野運輸支局 長野市西和田1丁目35番4号 TEL 050(5540)2042		

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくようお願いします。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126